

3 一般財団法人東京都スキー連盟評議員会運営規則 ☆  
第1章 総則

(根拠)

第1条 一般財団法人東京都スキー連盟定款(以下「定款」という。)第22条に基づきこの規則を定める。

(目的)

第2条 この規則は一般財団法人東京都スキー連盟(以下「本連盟」という。)における評議員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第3条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 理事は、止むを得ない事由があるときを除き、評議員会に出席しなければならない。

3 監事は、評議員会に出席し、求めに応じ意見を述べるものとする。

4 会計監査人は、求めに応じ評議員会に出席し、意見を述べるものとする。

第2章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類)

第4条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとし、会長がこれを招集する。

3 臨時評議員会は、毎事業年度開始前に開催するほか、必要があるときには、随時開催するものとし、会長がこれを招集する。

4 前項にかかわらず、会長は評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会招集の手続きを行う。

5 前項の招集の請求をした評議員は、請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられないときには、東京地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(招集の手続き)

第5条 評議員会を招集するときには、理事会の決議によって、次の事項を定める。

一 評議員会の日時及び場所

二 評議員会の目的である事項があるときは、その事項

三 評議員会の目的である事項に係る議案の概要

2 前項の規定にかかわらず、前条第5項の規定により評議員が評議員会を招集するときには、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集するには、会長又は第4条第5項の規定により評議員が評議員会を招集するときあってはその評議員は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面又は評議員の承諾を得た電磁的方法により通知しなければならない。

2 前項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載する。

(招集手続きの省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催するときには、評議員全員の同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

第3章 評議員会の議事

(議長及び副議長)

第8条 評議員会の議長及び副議長は、開催のつど、出席評議員の互選により各1名を選出する。

(評議員提案権)

第9条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するとき、その請求は評議員会の日の4週間前までにしなければならない。このとき、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知書に記載することを請求できる。

2 評議員は、評議員会において評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

(評議員会の運営)

第10条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者を確認しなければならない。
- 3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(評議員会の決議事項)

第11条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）並びに定款に定める次の事項を決議する。

- 一 役員、会計監査人及び評議員の選任及び解任
  - 二 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則
  - 三 役員の報酬並びに費用の決定
  - 四 定款の変更
  - 五 長期借入金（借入期間が当該年度末を超える借入金）の借入並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - 六 従たる事務所の設置
  - 七 基本財産の繰入れ及びその処分又は担保提供
  - 八 加盟団体の権利・義務等に関する必要事項
  - 九 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
  - 十 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の譲渡
  - 十一 評議員会に提出・提供された資料を調査する者の選任
  - 十二 評議員の請求により又は評議員により招集された評議員会においては、業務及び財産の状況を調査する者の選任
  - 十三 評議員会の延期又は続行
  - 十四 その他一般法並びに定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載された事項以外の事項については、決議することはできない。ただし、前項十一、十二及び十三並びに会計監査人に対する評議員会への出席の要請に係る事項については、この限りではない。

(決議)

第12条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - 一 監事の解任
  - 二 会計監査人の解任
  - 三 評議員に対する報酬等の支給基準
  - 四 定款の変更
  - 五 基本財産の処分又は除外の承認
  - 六 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際し、理事又は監事の候補者の合計数が定款第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会への報告事項)

第13条 理事は、一般法並びに定款に定める事項については、評議員会へ報告するものとする。

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告するものとする。

(役員の説明義務)

第14条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められたときには、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、正当な理由があるとして法令で定めるときはその限りではない。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより書面又は電磁的記録により次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は評議員が、評議員会に出席をした場合における当該出席の方法）

- 二 議事の経過の要領及びその結果
- 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 四 その他法令に定める事項
- 五 評議員会に出席した評議員、理事及び監事の氏名
- 六 評議員会の議長及び副議長の氏名
- 七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 議事録は、会長が保管するものとする。

(議事録の配付)

第16条 議長は役員及び評議員に対して、議事録の写し及び資料を配付して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(倫理)

第17条 評議員は、本連盟が定める倫理規則に従わなければならない。

#### 第4章 雑 則

(改廃)

第18条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則 (2011年(平成23年) 6月12日理事会決議)

(2011年(平成23年) 7月24日評議員会決議)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において、読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。